

【猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

奨学生本人のマイナンバーを提出した場合、下記のうち、「**所得証明書**」、「**市・県民税(所得・課税)証明書**」及び「**住民税非課税証明書**」については提出を省略できます
(ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合に、証明書の提出をお願いすることがあります)。
その他の証明書については、情報連携を利用しても必要な情報が取得できないため、提出していただく必要があります。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものは全て「**原本**」が必要です。 また、下記証明書の他、**追加証明書**が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間・備考
基本	①～③のいずれか		1年ごとに願い出る。
	①所得証明書 ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) ③住民税非課税証明書	①②③市区町村長	当該事由が継続する期間。 【備考】 ※卒業・退学等の翌月が属する年の所得証明書が発行されるまでは、証明書の提出を省略できます。 【年間収入・所得金額の基準】 ○給与所得者の場合 年間収入金額(税込)が 300万円以下 (「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は 200万円以下) ○給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額(必要経費等控除後)が 200万円以下 (「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は 130万円以下)
★「経済困難」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金猶予の適用には、奨学生本人が地方税法上の「被扶養者」である場合、以下のいずれかに該当する必要があります。以下の必要証明書類も併せて提出してください。			
経済困難	乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき	① 事情書 (乳幼児が保育所に入所していないこと、本人以外に保育を行う者がいないことを記載) ※乳幼児が保育所に入所している場合は対象外。 ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため保育を委ねることができない場合はその旨を記載。	
		② 世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの)	②市区町村長
		③ 同一世帯の成人親族(就学者を除く)の所得証明書又は在学証明書等 (就学者がいる場合のみ)	③市区町村長・学校長等
	介護等を要する要介護者、療養者又は障害者がいる世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき	① 事情書(本人以外に介護を行う者がいないことを記載) ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため介護を委ねることができない場合はその旨を記載。	
		② 世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの)	②市区町村長
		③ 同一世帯の成人親族(就学者及び介護等を要する者を除く)の所得証明書又は 在学証明書等 (就学者がいる場合のみ)	③市区町村長・学校長等
		＜介護等を要する者の状況により次のいずれか＞ 【療養者】 ④ 医師の診断書 (最近2か月以内発行)	④医師・病院長
		【障害者】 ⑤ 身体障害者手帳のコピー ⑥ 精神障害者保健福祉手帳のコピー ⑦ 療育手帳のコピー	
		【要介護者】 ⑧ 介護保険被保険者証のコピー ＜介護等を必要とする者が別世帯の場合、以下の証明書が 追加 で必要＞ ⑨ 介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄の表記を省略していないもの)	⑨市区町村長
		⑩ 戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係がわかる書類	⑩市区町村長
	奨学生本人が妊娠中であるとき	①に加えて、②又は③ ① 事情書 (妊娠中であるため就労ができないことを記載)	
		② 母子健康手帳のコピー (表紙等本人氏名の確認できる部分及び診察記録の部分)	②市区町村長
		③ 診断書 (最近2か月以内発行)	③医師・病院長
	奨学生本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により 就労が制限 されているとき	①に加えて、②又は③ ① 事情書 (就労が制限されていることを記載)	
		② 就労が制限されていることがわかる書類	
		③ 身体障害者の場合は、身体障害者手帳のコピー等	
その他	新卒等(卒業・退学・在学期間終了後1年以内で無職・未就職・低収入又は大学・大学院などに進学する準備中)	卒業・退学等の翌月が属する年の所得証明書が発行されるまでは、証明書の提出を省略できます。 (3月貸与終了の場合は、翌年の6月まで省略できます。翌年7月以降は「経済困難」事由で願い出てください。)	

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「新卒等」又は「経済困難」のみです。なお、それら以外の事由による願出は一般猶予となります。
詳しくはホームページ等をご覧ください。